

中国風険消息＜中国リスク関連情報＞＜2015 No.5＞

「中国風険消息＜中国関連リスク情報＞」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌です。中国における種々のリスク（火災等の事故、自然災害、法令違反、情報漏えい、労務リスク等）について、時節に応じた話題や、社会の関心が高いトピックを取り上げて解説しています。

中国における製造物責任（PL）事情

1. はじめに

かつてのような高成長の勢いがかけりを見せつつあるとはいえ、中国は個人消費が今後年平均9%で伸びると予想されている潜在力の高いマーケットであり、多くの日本企業がこの魅力的なマーケットへの食い込みに日夜しのぎを削っている。また最近では「爆買い」の言葉で象徴されるように、多くの中国人旅行者が日本を訪れ、大量の日本製品を買い込んでいる。

このように、中国人と日本製品との接点がかつてないほどに高まっている今、日本企業としては中国の製造物責任（PL）リスクにさらされているともいえるため、中国におけるPL事情を改めて整理の上、理解しておくことが必要であると思われる。本稿では、中国におけるPL法制度のポイントや最近の動向に関する統計データ、中国におけるPL対策の留意点などを中心に、中国のPL事情について解説する。

2. 中国におけるPL法制度

（1）全般

日本の製造物責任法（PL法）は不法行為責任を定めた民法709条の特例法の位置づけとされ、法制度自体はシンプルでわかりやすい体系となっている。一方中国の場合、PL法にあたるものとして1993年に施行された「製品品質法」が存在するが、他の法律にも製造物責任に言及しているものがあり、概して体系立てられていない。主な関連法規としては【表1】のものが挙げられるが、いずれにせよ、製品品質法だけを参照していると見落としが生じるので注意が必要である。

【表1】中国における主なPL関連法規

- | |
|--|
| －民法通則（第122条：PL事故に関する一般条項） |
| －権利侵害責任法（不法行為法の基本法） |
| －製品品質法（民法通則第122条を具体化、生産者・販売者の損害賠償責任を明文化） |
| －消費者権益保護法（第18条、第40条、第42条、第44条などで製造物責任に関して規定） |

（2）特徴

中国のPL法制度の基本コンセプト自体は日本と大きく変わることはないが、細部では【表2】の通りいくつかの違いがみられる。

【表 2】中国と日本のPL法制度の比較

	中国	日本
対象製品	加工・製造を経て、販売に用いる製品	製造または加工された動産
責任主体	製造者、販売者	製造者、輸入者、表示製造業者
欠陥の定義	・不合理な危険が存在すること ・安全基準に適合していないこと	通常有すべき安全性を欠いていること
免責事由	・製品を流通に置いた事実の不存在 ・供給時における欠陥の不存在 ・開発危険の抗弁	・開発危険の抗弁 ・部品または原材料として使われた場合において、 欠陥の発生が完成品メーカーの設計指示によって 生じ、かつ自社に過失がないこと
懲罰賠償	あり	なし
時効	2 年(除斥期間 10 年)	3 年(除斥期間 10 年)

① 責任主体

責任主体には製造者のみならず販売者も含まれる。また、運送業者や倉庫業者については製造者や販売者から求償を受ける主体となることが権利侵害責任法で明記されているほか、最高人民法院通達により表示製造業者についてもPL訴訟の被告になりうるとされている。

② 欠陥の定義

欠陥要件の1つに「安全基準に適合していないこと」が明記されている。この点は日本との主要な相違点の1つであり、企業にとっては比較的分かりやすいメルクマールであると言える。

③ 懲罰賠償

本件も日本との主要な相違点の1つであり、欠陥の存在を知りながら流通に置き、生命身体に重大な被害を与えた場合は、実際の損害賠償に加えて懲罰賠償を命ぜられることがある。懲罰賠償の内容は法律により異なり、消費者権益保護法では「詐欺行為は損害額の3倍、悪意による欠陥製品の提供行為は2倍」とされているほか、2015年10月に改正された食品安全法では「代金の10倍または損害額の3倍」と定められている。

(3) その他の留意点

中国のPL事情を理解する上では、前述の相違点に加え、制度の運用やマスコミの報道姿勢などの点も考慮に入れておく必要がある。

① 制度運用

欠陥の立証責任は、日本と同様に本来は原告側であるが、訴訟実務では挙証責任が軽減ないし被告側に転換されることが少なくない(注1)。また鑑定についても、一般に中国の裁判所は、原告被告の双方が同意した中国の法定の鑑定機関による鑑定でなければ採用しないとされている。

(注1) 最高人民法院の「民事訴訟証拠に関する若干の規定」によれば、「PL訴訟においては、企業側が法律で定められている免責事由の立証責任を負う」とされている。この点、製品品質法では免責事由の1つに「欠陥が存在していなかったこと」を挙げていることから、訴訟実務においては、欠陥の有無に関する挙証責任は、被害者側ではなく企業側が負うとの解釈もある。

② 裁判制度

中国では裁判制度自体は党の指導下に置かれており、三権分立の概念はない。ちなみに中国の裁判は二審制で、人民法院（裁判所）は「基層（下級）」、「中級」、「高級」、「最高」の4段階があるが、中国全土で裁判官は約20万人存在しており、裁判官の資質によっては、偏った訴訟指揮がなされる可能性もあり得る（注2）。

③ マスコミの報道姿勢

一般にPLに絡む紛争は「弱者である消費者」対「強者である企業」の構図で見られがちであり、紛争が表沙汰になった場合、マスコミがこうした構図を強調した報道を行うケースは、中国では非常に多くみられる。とりわけ加害者側が先進国の企業であった場合、本国と中国で原告（被害者）への対応に差をつけると、マスコミが「国内外差別対応」とのレッテルを貼り、法律上の責任とは無関係に一方的な非難報道を行うことがある。（注3）

3. 消費者協会統計

中国では、消費者の合法的權益を守る半官半民の全国的な組織として「中国消費者協会」が1984年に設立され、活動を行っている。同協会は消費者權益保護法に準拠しており、中国内では法律で職能が定められた唯一の社会団体でもある。

同協会では、消費者から受理した苦情データを定期的に公表しているが、本データは中国内では製品事故と関連性を有する数少ない公的データの1つであり、中国におけるPL動向をうかがい知る貴重なリソースでもある。直近のデータは【表3】、【表4】の通りである。

【表3】消費者苦情データ推移

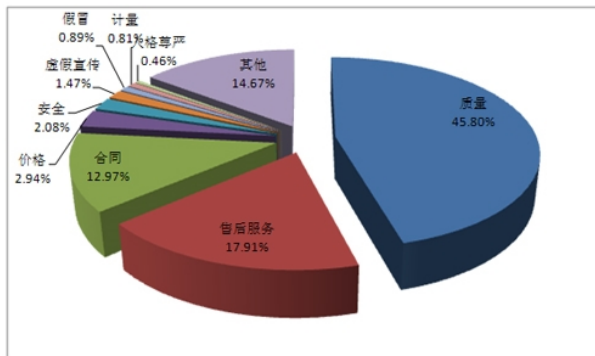
項 目	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
受理数(件)	607,263	543,338	702,484	619,415
解決率(%)	94	93	91	88
填補補償(万元)	80,418	56,843	117,157	92,002
懲罰的賠償(万元)	684	1,283	1,709	1,500
持込相談数(万人回)	334	215	190	92
1 件あたり填補補償(元)	1,324	1,046	1,668	1,485
1 人あたり填補補償(元)	241	264	617	1,000

中国消費者協会 HP データをもとに弊社で作成

（注2）中国には基層人民法院が約3,100、中級人民法院が約370あるが、裁判官の任免権は各自治体の党機関が握っていることから、本文で述べた裁判官の資質の問題に加え、地方保護主義の弊害の問題も指摘されている。

（注3）中国では毎年3月15日の「世界消費者権利デー」の時期に各メディアが企業の製品やサービスの不備等を告発する報道を行うことが多い。特に「3.15 晚会」は視聴率の高い有名なTV番組であり、過去には日系企業がとりあげられたケースもある（2015年5月1日付の当社発行「風険消息」参照）。

【表4】2014年の苦情受理数の内訳



2014年の苦情割合上位

- 1位: 品質 45.8%
- 2位: 售后服务 17.91%
- 3位: 契約 12.97%
- 4位: 価格 2.94%
- 5位: 安全 2.08%

出典：中国消費者協会HP

上記データで注視したいポイントは2つある。1つ目は「1人あたりの填補補償」であり、金額が年々増加傾向にある点は注目される。もっとも1人あたりの填補補償額水準そのものは2万円弱と未だ低いレベルであり、また2014年の持込相談数が、過年度との比較では明らかに激減しているという特殊要因によるものかもしれないが、近年の経済成長に伴い、ここ中国でも市民の権利意識は高まりつつある。こうした傾向を裏付けるデータになりうるかどうかの観点で、この部分は今後も注視していく必要があるものと思われる。

2つめは「苦情受理数の内訳」である。【表4】の通り、2014年の内訳は1位の「品質」が全体の半数近くを占め、PLにとって関係のある「安全」はわずか2%程度にすぎないため、一見すると中国では安全の問題はそれほど重視されていないように見受けられる。しかしながら、一般に生活レベルと安全に対する要求レベルは比例する関係にあるといえる。中国においても、大都市部の生活水準はすでに先進国の水準と劣るところはなく、生活水準の底上げが進むにつれ、安全に対する市民の意識も波及的に高まってくることは想像に難くない。こうした観点で、苦情受理数に占める「安全」の割合が今後どう推移していくのかも注視すべきポイントであるといえよう。

4. PL対策上の留意点

法制度や製品の使用環境などに若干の相違はあるものの、企業のとるべきPL対策の基本は日本と中国とで大きく変わるところはないと言えるが、これまで述べてきた内容を踏まえ、中国ならではの固有の留意点を以下で整理する。

(1) PL事故予防面

通常は製品の設計や仕様を検討する段階においてリスクアセスメントを反復して行い、その結果、残留リスクが許容可能なレベルと判断された後に、指示警告の検討を行うとのステップを踏むことになるが、このプロセスにおいて押えておくべき点としては以下が挙げられる。

① 安全基準に対する考え方

前述の通り、欠陥判断要件の1つに「安全基準に適合していないこと」が製品品質法で明記されてい

ることから、まずは自社製品に関連する中国の最新の安全基準をクリアすることが求められる。ただしこうした安全基準のクリアはコンプライアンス上当然の措置であるのみならず、安全基準のレベルそのものが低かったり、最先端の製品などであれば安全基準が未整備の可能性もある。いずれにせよ、安全基準一辺倒にならないよう、「他国向け製品と非合理的な差がないか」、「中国の一般消費者の期待水準と齟齬がないか」などの観点も付け加えることが必要である。

② 指示警告表示の内容

製品品質法では製品の名称、製造工場名などの一般情報のほか、使用上の注意などの説明も含め、中国語で表記することを求めている。さらに細則によれば、表記は簡体字で行うことや、数字やアルファベットを使う場合の注意点など、具体的な規制が細かく定められているので、外国からの輸入品を扱う場合は特に注意が必要である。また、取扱説明書などについては、日本語表記を単に翻訳するだけでなく、中国の一般消費者にとって分かりやすい内容になっているかの観点を持つとともに、広告やパンフレットなどについても誤解を招く表現がないかどうかともチェックを行う必要がある。

(2) PL事故対応面

不幸にしてPL事故が発生した場合、一般的には「事実確認」→「原因究明」→「責任検討」→「関係者（被害者、当局、マスコミなど）への個別対応」の手順で対応を踏むことになるが、個々のプロセスにおける留意点としては、以下が挙げられる。

① 事実確認

事案のスジを早い段階で見極める上でも、企業としては発生した事実を迅速かつ正確に把握することが大切となる。そのためには被害者の理解と協力が必要なため、日本と同様、被害者に対して丁寧かつ誠意ある態度で対応することがポイントとなる。

② 原因究明

事故原因の究明が裁判での争いに持ち込まれ、鑑定を要することとなった場合でも、前述の通り、原告被告の双方が同意した中国の法定鑑定機関を使うことが原則であるため、安易に考えて対応するとかえって裏目に出ることもありうる。このため、鑑定を要するのであれば「どの鑑定機関に依頼すべきか」、「当該鑑定機関の採用についてどう裁判官を納得させるか」、「採用された鑑定機関の意見形成にどう関与していくか」などの視点をもって、慎重かつ戦略的に検討していくことが不可欠といえよう。

③ 関係者への対応

被害者に対しては、原因究明の結果を踏まえつつ、自社の責任度合に応じた和解交渉を行うことになるが、中国においても道義的立場からの金銭の補償は一定有効な場合がある。当然ながら自社に法的責任がないことを書面で明確にした上で行う必要があるが、金銭補償を申し入れたことで、誠意が通じて紛争が迅速に解決した事例は少なくない。

一方、事故の規模が大きい場合、当局対応やマスコミ対応については慎重に行う必要がある。特に中国における事故品と同種の製品を他国でも流通させている場合は、被害者対応方針やリコールの要

否などの点で他国との整合性をとった対応をとらないと、前述した「国内外差別対応」との批判を招きかねないので注意が必要である。

他方、中国のマスコミの中には十分な裏付け取材を行わないまま、他社の報道を引用する形で一方的な報道を行う場合も少なくないため、自社に非がない場合は間髪を入れずに反論する必要がある。こうした対応を可能にするためにも、事実確認、原因究明、責任判断などの一連の検討作業については、「正確さ」に加えて「迅速さ」を要するという点も中国ならではの留意点といえる。

5. おわりに

ここ1~2年、中国では「安全生産法」、「環境保護法」、「食品安全法」などの安全にかかわる法律について、大がかりな改正が相次いでいる。いずれの法律も、政府機関の管理監督権限が強化され、かつ法を犯した関係者に対する罰則が強化されていることから、政府が本腰を入れて市民の安全確保に乗り出している姿勢が見て取れる。

企業としては中国で起きているこのような「安全重視」のトレンドを認識した上で、自社で扱う製品にかかわる安全対策の現状を今一度レビューの上、改善すべき点があれば速やかに是正に乗り出すべきであろう。

執筆：インターリスク上海 董事・総経理 伊納 正宏

< 参照資料 >

- ・「中国における製造物責任と消費者紛争」（ジェトロ北京センター）
- ・「日中貿易必携—中国ビジネスの実用ガイドブッカー」（日本国際貿易促進協会）
- ・中国消費者協会 <http://www.cca.org.cn/>

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 ㈱インターリスク総研 総合企画部 国際業務チーム
TEL. 03-5296-8920 <http://www.irric.co.jp/>

瑛得管理諮詢（上海）は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）
上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室
TEL: +86-(0) 21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々および読者の方々が所属する組織のリスクマネジメントの取組みに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016